

むつ横浜風力開発株式会社「（仮称）むつ横浜風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見について

平成30年5月25日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）むつ横浜風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、むつ横浜風力開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県上北郡横浜町、むつ市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大 225,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 2月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年 5月11日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成30年 5月25日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、酒井
電話03-3501-1742（直通）

むつ横浜風力開発株式会社
「（仮称）むつ横浜風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（１）方法書以降の適切な環境配慮等

今後の環境影響評価手続等を進めるに当たっては、本事業者において、適切な環境影響評価及び環境配慮を自らの責任で行うために必要な体制の整備及び強化を行うとともに、業務委託先を含む本事業を実施する者が、必要な環境配慮等を確実に実施すること。

（２）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討すること。また、保安林については同区域から可能な限り除外を検討するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。さらに、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（３）累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、鳥類並びに景観等に対する累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。また、これらの検討に当たっては、関係行政機関等の意見を十分勘案し、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（４）事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（５）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

（１）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という）が存在しており、最も近い住居は、同区域から約200mの距離にあることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。したがって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、最も近い住居は、同区域から約200mの距離にあることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。したがって、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ガン・カモ類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性が高く、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害による鳥類への重大な影響が懸念される。したがって、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握するため、専門家等からの助言を踏まえつつ、時期、時間帯、回数、地点等を含む適切な調査方法による調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

（４）植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在している。特に事業実施想定区域南東側には、まとまりを持ったブナクラス域自然植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

（５）景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、青森県が条例に基づき眺望点に指定し、青森県内外から多数の観光客が訪れる「菜の花畑」、主要な眺望点である「吹越烏帽子岳」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの景観に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺

望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

（６）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、前述の「菜の花畑」のほか、「三保川沿いの遊歩道」及び「吹越烏帽子登山道」等が存在しており、遊歩道等の直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれら人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。